

西予市教育委員会告示第28号

西予市教育委員会点検評価委員設置要綱を制定する告示を次のように定める。

令和8年6月25日

西予市教育委員会
教育長 山住 哲司

西予市教育委員会点検評価委員設置要綱

(目的)

第1条 この告示は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第26条の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務の点検及び評価に当たり、教育に関し学識を有する者の知見を活用するため、西予市教育委員会点検評価委員(以下「委員」という。)の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員は、次に掲げる事項について意見を述べるものとする。

- (1) 西予市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の権限に属する事務の点検及び評価に関すること。
- (2) 点検・評価結果の報告書の作成に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項に関すること。

(委員)

第3条 委員は、3人以内とする。

- 2 委員は、教育に関し学識を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から当該日の属する年度の末日までとする。
ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(守秘義務)

第5条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第6条 委員の設置に関する庶務は、教育部教育総務課において処理する。

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか、委員に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年7月1日から施行する。